

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活保護行政運営事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤・北村		
		担当者名	茶谷	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-01	生活保護行政運営事務費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。						
対象者等	生活福祉課職員及び被保護者等						
内容	①生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 ・ 嘱託医の設置費（内科医：火曜1名、木曜1名 合計2名、精神科医：月曜1名） ・ 資産調査専門員配置（2名） ・ 面接・相談嘱託員配置（1名） ・ 介護扶助適正化指導員（ケアマネージャー）配置（1名） ・ 生活援護支援員配置（1名） ・ 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費等） ・ 委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務、高齢者居宅介護支援事業業務） ②その他経費 ・ 使用料 ・ 賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ） ・ 報償費（越年対策事業）						
経過	平成12年度 生活保護システム更新4月稼働、介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成18年度 生活保護システム更新・資産調査専門員配置（平成23年度より増配置） 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入） 平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成22年度 介護扶助適正化指導員配置 平成24年度 越年対策事業経費移行 ケースワーカー業務（高齢者医療、介護支援事業）の一部委託 平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託 平成31年度 金銭管理支援業務委託 レセプト点検と健康管理支援の一体的実施 令和2年度 生活保護等システム更改						
必要性	生活保護事業を適正に実施するための事務経費であり、必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） [委託業務] ・ 要介護認定調査(10割) ・ 家財整理 ・ 保護施設委託事務 ・ 生活保護システム運用 ・ 精神保健福祉業務 ・ レセプト点検 ・ 高齢者居宅介護支援事業						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	生活保護法に基づく事務執行経費であるほか、被保護者支援等に欠かせない事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		104,824	111,796	140,928	97,967	110,709	127,066	356,685
決算額(2年度は見込み)		97,063	103,912	126,688	94,834	107,781	125,643	356,685
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
介護扶助審査判定件数		157	121	101	126	116	133	
レセプト点検総件数		158,630	161,927	164,586	165,544	166,396	175,200	
予算・決算の内訳		平成30年度(決算)		令和元年度(決算)		令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	18,084	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	18,094	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	12,485
共済費	資産調査員等	1,465	共済費	資産調査員等	1,244	共済費	資産調査員等	1,501
報償費	越年対策事務従事等	106	報償費	越年対策事務従事等	133	報償費	越年対策事務従事等	133
旅費	資産調査員等	7	旅費	資産調査員等	32	旅費	資産調査員等通勤費相当含む	864
需用費	消耗品・印刷製本等	1,814	需用費	消耗品・印刷製本等	1,980	需用費	消耗品・印刷製本等	6,138
役務費	生活保護関係郵送料	12,801	役務費	生活保護関係郵送料	13,189	役務費	生活保護関係郵送料	21,641
委託料	システム保守、レセプト点検等	73,406	委託料	システム保守、レセプト点検等	84,737	委託料	システム保守、レセプト点検等	306,546

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	29,017	27,874	▲ 1,143	地方税	0	0	0
	物件費	88,125	99,355	11,230	国庫支出金	58,141	32,111	▲ 26,030
	維持補修費	0	0	0	都支出金	143	138	▲ 5
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	106	53	▲ 53	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	2	2
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	58,284	32,251	▲ 26,033
	賞与・退職給与引当金繰入額	755	1,308	553	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 59,719	▲ 96,339	▲ 36,620
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	118,003	128,590	10,587	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 59,719	▲ 96,339	▲ 36,620
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 59,719	▲ 96,339	▲ 36,620	

備考 行政費用では、物件費が全体の77%を占め、中でも委託料の割合が多い。主な内訳は、高齢者居宅介護支援事業業務委託が44,210,400円、金銭管理支援業務委託が15,126,100円となっている。令和元年度から金銭管理支援業務委託を実施したことから、物件費の増となっている。

問題点・課題 ○生保システムを更改することにより飛躍的な業務改善を図るために、業務フローの再点検を行うことが重要である。また、他部課との情報連携の仕組を構築する必要がある。
○被保護者の中に認知症等で判断能力の乏しいケースが増加していることにより、福祉事務所による支援が困難となっている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	課全体のBPRに合わせて、より効果的な業務体制を検討していく。	業務改善の各部会で改善事項の検討を行い、分業化のほか医療・介護の委託、引継ぎ書様式の統一など次年度に向けて準備を進めた。	新システムの導入に向けて、事務の流れの見直しや必要なカスタマイズの開発を行い、業務の効率化を図る。
②	金銭管理支援事業の支援対象者が増加傾向にあるため、事業規模を拡大する。	支援対象者が想定以上に多かったため、契約変更を行って対応した。	被保護者世帯の高齢化の進行にともない、本事業による支援が必要な世帯の増加が見込まれるため、拡大実施する。
③	—	—	福祉事務所だけでの支援が困難な場合に、成年後見制度の活用を検討する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成24年 一定 ケースワーカー業務の外部委託の導入について
平成25年 二定 福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について
平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	被保護者就労支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	北村		
		担当者名	篠原	内線	2624		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-03	被保護者就労支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 17 年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	荒川区非常勤職員設置要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者						
内容	就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置 [対象者の選定] ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者の選定 [就労支援検討会] ・ 対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 [具体的支援] ・ ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・ 職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・ 就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 [就労支援結果の確認] ・ 就労状況確認・就労支援継続の要否の検討						
経過	平成17年 4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年 4月 就労支援専門員を1名増員し2名体制実施 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成27年 4月 生活保護法改正（「被保護者就労支援事業」の法令化）						
必要性	就労可能な被保護者に対し就職活動を支援することにより、自立の促進につなげることで生活保護制度の適正実施を図るために必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導）、②ハローワーク足立等への同行、③会社訪問同行、面接等援助、④就業状況確認及び就職後のフォローアップ ⑤就労支援継続の要否の検討						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就労人員(人)	38	24	23	15	50	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済状況の悪化による減少見込
	② 新規支援人員(人)	29	20	34	40	50	生活困窮者の増加に伴い支援対象者の増加見込
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
重点的に推進	重点的に推進	就労可能な被保護者に対する就労への働きかけ等の支援により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		6,201	5,981	6,020	6,018	5,771	5,643	6,670
決算額(2年度は見込み)		5,617	5,970	6,007	5,753	5,629	5,633	6,670
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	就労支援対象者数	242	278	323	221	210	250	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	就労支援専門員報酬	5,493	報酬	就労支援専門員報酬	5,496	報酬	就労支援専門員報酬	5,211
共済費	社会保険料	131	共済費	社会保険料	131	職員手当等	期末手当	1,030
旅費	ハローワーク等同行旅費	6	旅費	ハローワーク等同行旅費	15	共済費	社会保険料	131
						旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	298

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	6,001	6,392	391	地方税	0	0
	物件費	6	5	▲1	国庫支出金	4,327	4,231
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,327	4,231
	賞与・退職給与引当金繰入額	30	119	89	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,710	▲2,285
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	6,037	6,516	479	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,710	▲2,285
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,710	▲2,285

備考 行政費用では、給与関係費が全体の約98%を占めている。物件費は、全額、特別旅費となっている。行政収入では、国庫負担金として4,230,721円の収入があった。

問題点・課題 ○被保護者、個々の稼働能力を適切に把握し、能力の評価や指導方針を適宜更新する体制を構築する必要がある。
○稼働年齢層で就労可能であるが、課題を抱える被保護者への支援方法の工夫を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労支援員への依頼を速やかに行えるよう体制を整え、CWに周知を徹底し定着させる。合わせて効果の検証も行う。	現業員と就労支援員の連携について、未だ改善の余地はあるものの、仕組みを構築した。	就労支援マニュアルを作成するとともに、定例的に現業員・査察指導員との情報共有を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	北村			
		担当者名	篠原	内線	2624			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-02	自立支援事業						
	01-15-01	路上生活者対策事業分担金						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input checked="" type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	13 年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	特別措置法、生活困窮者自立支援法				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者等の早期社会復帰に向けた支援を行う。							
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等							
内容	<p>1 路上生活者等の自立に向けた生活に関する相談等</p> <p>2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業] (1)巡回相談 (2)緊急一時保護 (3)自立支援 (4)地域生活継続支援 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築</p> <p>[自立支援センター設置の考え方] (1) 各ブロック1ヶ所設置（5年間の持ち回り）、自立支援住宅は各ブロック40戸設置。 (2) 施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。</p>							
経過	平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始 平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始 平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖） 平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了 平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築） 平成25年 2月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目） 平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法） 平成29年 7月 ホームレスの自立支援等に関する特別措置法の10年間延長決定 令和 2年 1月 自立支援センター台東寮閉鎖 令和 2年 7月 自立支援センター荒川寮開設（令和7年1月まで）							
必要性	路上生活者等の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	① 自立者数(人)	5	7	12	15	15		路上生活から自立した生活に移行した者
	② 相談延件数(人)	33	28	11	30	30		
③ 自立支援センター入所者数(人)	27	18	9	20	20			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続					路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。		

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		9,009	8,514	8,629	6,354	12,695	6,904	10,448
決算額（2年度は見込み）		7,745	4,594	7,004	5,201	10,867	6,100	10,448
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名（2年度は見込み）								
緊急一時保護在籍者数		5	0	1	0	0	2	
自立支援在籍者数		4	6	6	5	7	6	
自立支援住宅在籍者数		0	1	2	2	1	2	
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	自立支援相談員報酬	1,869	報酬	自立支援相談員報酬	2,596	報酬	自立支援相談員報酬	2,448
共済費	社会保険料	248	共済費	社会保険料	393	共済費	社会保険料	396
旅費	緊急一時保護センター同行旅費	7	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	50	旅費	緊急一時保護センター同行旅費、通勤費相当	200
役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7
負担金補助等	自立支援センター分担金	8,734	負担金補助等	自立支援センター分担金	3,906	負担金補助等	自立支援センター分担金	6,895
						職員手当等	期末手当	484

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,770	7,121	▲ 649	地方税	0	0	0
	物件費	16	8	▲ 8	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	8,734	3,558	▲ 5,176	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	451	713	262	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,971	▲ 11,400	5,571
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	16,971	11,400	▲ 5,571	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,971	▲ 11,400	5,571
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,971	▲ 11,400	5,571	

備考 行政費用では、給与関係費と補助費等で全体の約93%を占めている。補助費等の内訳は、全額が負担金補助及び交付金（ホームレス自立支援事業負担金）であり、総事業費の減から差額が発生している。

問題点・課題 ○近年、ホームレスというイメージの路上生活者は大幅に減少し、定住先を持たない若者層を中心とした路上生活者が最近の主な利用者となっている。
○インターネットカフェなどに居住せざるを得ない住居不安定者は、収入が減少することで路上生活者となると思われ、居所を失っていない住居不安定者への支援策が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、その都度情報を交換しきめ細かな対応をしていく。	路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対して、地域生活移行に向けた支援を行う路上生活者居住支援事業を本格実施した。	自立支援センター荒川寮を利用し路上生活者の自立就労に向けた支援を運営法人と連携して進めていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山崎	内線	2647		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	生活扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	生活保護受給者のうち、支給の必要な者						
内容	<p>生活保護申請の意思がある区民からの相談を受けて申請を受理し、必要な調査を行ったうえで生活保護の要否を判定する。生活保護の必要な区民に対しては、生活保護法に基づく保護を開始し、最低生活に必要な金品を適正に支給するとともに、自立を支援する。</p> <p>[生活扶助の範囲] ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費</p> <p>[生活扶助の実施原則] ①居宅保護を原則とする ②金銭給付を原則とする ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p>						
経過	昭和29年 5月	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知）					
	昭和59年度	基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る					
	平成元年度	補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正					
	平成12年度	介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算					
	平成18年 4月	老齢加算廃止					
	平成21年12月	母子加算（H21.4廃止）復活					
	平成25年 8月	生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額 平成27年4月完了）					
	平成26年 4月	消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増）					
	平成30年10月	生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額開始 令和2年10月完了）					
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被保護世帯（世帯）	5332	5313	5205	5300		毎年10月末時点
	② 被保護人員（人）	6421	6370	6182	6300		毎年10月末時点
③ 窓口払件数（件）	1,179	781	408	300		毎年10月末時点	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		4,726,287	4,301,065	4,290,671	4,239,299	4,271,839	3,864,579	4,066,238
決算額(2年度は見込み)		4,404,724	4,288,228	4,250,167	4,128,577	3,950,809	3,728,816	4,066,238
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
基準生活延人員		70,856	70,384	70,155	69,981	69,392	66,436	
基準生活費(千円)		4,219,288	4,097,304	4,061,669	3,948,642	3,758,318	3,528,235	
その他生活費		185,437	190,924	188,498	179,935	192,491	200,581	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	基準生活費等	3,950,809	扶助費	基準生活費等	3,728,816	扶助費	基準生活費等	4,066,238

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	74,017	69,676	▲ 4,341	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	2,940,610	2,877,695	▲ 62,915
	維持補修費	0	0	0	都支出金	41,109	44,201	3,092
	扶助費	3,950,809	3,728,816	▲ 221,993	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	152,906	140,920	▲ 11,986
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	36,841	47,341	10,500	行政収入合計(a)	3,134,625	3,062,816	▲ 71,809
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,900	10,835	4,935	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 932,942	▲ 793,852	139,090
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,067,567	3,856,668	▲ 210,899	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 932,942	▲ 793,852	139,090
特別費用(g)	23,810	19,037	▲ 4,773	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 23,810	▲ 19,037	4,773	当期収支差額(e)+(h)	▲ 956,752	▲ 812,889	143,863	

備考 行政費用の約97%を生活扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫支出金が減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の生活扶助分となっている。

問題点・課題 ○高齢者や精神疾患を患っている者の増加により、生活資金を計画的に消費できない被保護者が増加している。
○多様な課題を抱える世帯の増加により、ケースワーカーの業務が煩雑化し増大している。
○新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済状況の悪化を受けて、生活保護申請件数が増加することが見込まれる。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	金銭を計画的に消費できない被保護者に、きめ細やかな支援を行い、自立の助長に努め、生活安定を図る。	社会福祉協議会のあんしんサポートの利用を促すとともに、対象とりにくい被保護者のため、金銭管理委託事業を開始した。	分業による業務の切出しを行うことにより、ケースワーカーの負担が減り、更に他の業務の負担軽減を図る。
②	—	保護費の窓口払いの理由について係長会で検討し、口座払いへの変更を促した。	元年度の実績内容を踏まえ、係長会で精査し、口座払いへの変更を積極的に進める。
③			

他区の実況	(実施)		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区)
況(要旨)	平成24年 一定 生活保護受給者のパチンコ禁止について 平成25年 二定 生活扶助費の引き下げについて ・生活保護法改正に伴う申請について 三定 生活保護法改正案と生活保護基準の見直しについて 平成26年度 二月会議 冬季加算の基準改定について 平成27年度 二月会議 生活保護単身受給者死亡時の家財処分について					

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	米山	内線	2638		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-02	住宅扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	生活保護受給者のうち借家等に居住している者						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。</p> <p>[住宅扶助の範囲] ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等）</p> <p>[住宅扶助の実施原則] ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>[住宅扶助の基準額]</p> <p>○家賃等 単身世帯 53,700円以内 ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内） ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内） ○住宅維持費 一般基準 122,000円以内（年額）</p>						
経過	<p>（以前は、生活扶助と同じ）</p> <p>平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。</p> <p>平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。</p> <p>平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設）</p> <p>平成30年度 現に大学に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>直接、被保護者に支給する。場合により、代理納付を適用し家主等に支払う（保護費が住宅費を下回る場合は代理納付はできない）。</p>						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 住宅扶助費家賃代理納付の割合 (%)	25.9	26.7	27.3	28.0	30.0	福祉事務所から大家等に直接支給している者の割合。
	② 住宅扶助費家賃代理納付（民間）の割合 (%)	18.5	19.5	21.0	22.0		一般賃貸住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。
③ 住宅扶助費家賃代理納付（都住）の割合 (%)	72.9	75.5	70.9	72.0		都営住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		2,923,108	2,853,399	2,879,802	2,850,065	2,868,509	2,812,981	2,776,493
決算額(2年度は見込み)		2,798,466	2,834,287	2,814,693	2,803,804	2,790,060	2,711,069	2,776,493
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	家賃延世帯数	58,095	58,542	58,543	58,402	58,363	58,611	
	家賃支出額(千円)	2,628,120	2,651,400	2,640,750	2,633,122	2,629,572	2,644,412	
	その他住宅費	170,347	182,887	173,943	170,682	167,551	168,569	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	家賃・間代等	2,790,060	扶助費	家賃・間代等	2,711,069	扶助費	家賃・間代等	2,776,493

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	71,530	68,071	▲ 3,459	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	1,973,957	1,920,102	▲ 53,855
	維持補修費	0	0	0	都支出金	24,920	27,336	2,416
	扶助費	2,790,060	2,711,069	▲ 78,991	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	56	160	104
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,998,933	1,947,598	▲ 51,335
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,702	10,585	4,883	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 868,359	▲ 842,127	26,232
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,867,292	2,789,725	▲ 77,567	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 868,359	▲ 842,127	26,232
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 868,359	▲ 842,127	26,232	

備考

行政費用のうち、住宅扶助費が約97%を占める。被保護者数の減少等による支出減となっている。行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫支出金が減となっている。

問題点・課題

○被保護者の適切な住居の確保を支援するため公営住宅の入居への勧奨を行う。
○被保護者の家賃滞納を防止するための、代理納付の取組を行う。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、簡易宿泊所居住の被保護者に対して、現業員等からの公営住宅への入所の勧奨を行っていく。	簡易宿泊所居住の被保護者に対し公営住宅に入居するよう、折に触れ勧奨を行い、実際の入居に結び付いたケースがあった。	引き続き、簡易宿泊所居住の被保護者に対して、現業員等からの公営住宅への入所の勧奨を行っていく。
②	民間アパート居住の被保護者に対し家賃の代理納付を勧めていく。	転居の際には代理納付について説明し、可能な限り代理納付手続きを進めた。	民間アパート居住の被保護者に対し家賃の代理納付を勧めていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議決要旨	平成22年 一定 住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について 平成26年度 二月会議 住宅扶助費の基準改定について 平成27年度 六月会議 住宅扶助費の基準改定について
--------	--

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田村	内線	2657		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-03	教育扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外） （その他は、生活扶助と同じ）						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。</p> <p>[教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの</p> <p>[教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。</p> <p>[教育扶助の基準額]（令和元年度10月改定）※学習支援費の（ ）内は特別基準</p> <p>○一般基準 小学校 2,600円 中学校 5,100円 ○特別基準(学級費等) 小学校 850円以内 中学校 770円以内 ○学習支援費 小学校 16,000円（20,800円）以内 中学校 59,800円（77,740円）以内</p>						
経過	<p>（以前は、生活扶助と同じ）</p> <p>平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年 7月1日 学習支援費を新設 平成30年10月1日 学習支援費を月単位の定額支給から実費支給に変更 令和元年 8月1日 教材費の代理納付を開始</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>基準額は、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。場合により代理納付を適用し、学校口座に入金。給食費は原則代理納付。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給食費代理納付の割合（%）	89.9	91.7	94.0	94.5	95.0	福祉事務所から学校長に直接支払っている者の割合。
	② 被保護世帯の児童生徒数（人）	267	254	226	204		
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		38,476	38,787	39,840	40,373	39,029	39,555	28,453
決算額(2年度は見込み)		37,830	38,130	39,388	38,195	33,592	25,402	28,453
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	教育基準延人員	3,077	3,109	3,235	3,099	2,970	2,584	
	教育基準費(千円)	9,141	9,327	9,874	9,502	9,671	9,260	
	その他教育費(千円)	28,689	28,802	29,514	28,693	25,229	16,142	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	基準教育費等	33,592	扶助費	基準教育費等	25,402	扶助費	基準教育費等	28,453

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	36,836	35,144	▲ 1,692	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	26,853	27,001	148
	維持補修費	0	0	0	都支出金	191	146	▲ 45
	扶助費	33,592	25,402	▲ 8,190	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	27,044	27,147	103
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,936	5,465	2,529	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 46,320	▲ 38,864	7,456
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	73,364	66,011	▲ 7,353	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 46,320	▲ 38,864	7,456
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 46,320	▲ 38,864	7,456	

備考 行政費用のうち、教育扶助費が約38%を占める。扶助費の減については、被保護者数の減に加え、被保護児童・生徒のクラブ活動費の一律月額支給方式を、平成30年10月以降実費方式へ改定した影響を受けた学習支援費の減による。

問題点・課題 ○学校納付金の滞納が与える被保護者世帯の児童・生徒への影響を防ぐために、今後も継続していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き給食費の代理納付を積極的に実施していく。	給食費の滞納防止のために、小中学校と連携して代理納付を積極的に実施したが、まだわずかに滞納世帯が存在している。	引き続き給食費の代理納付を積極的に実施していくとともに、滞納世帯に対して代理納付への切り替えを働きかける。
②	教材費の代理納付を積極的に実施していく。	教材費の滞納防止のために、小中学校と連携して代理納付を実施した。	滞納世帯の把握に努めながら、教材費の代理納付を積極的に実施していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	介護扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤
			担当者名	屋代		内線	2626
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-04	介護扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者がどうかを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。</p> <p>[介護扶助の範囲] 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）</p> <p>（介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送</p> <p>[介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。</p> <p>2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。</p> <p>3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。</p> <p>4 保護金品は、被保護者に交付する。</p> <p>[介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。</p> <p>2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）</p>						
経過	平成12年4月	介護保険導入により介護扶助新設。					
	平成26年7月	生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。					
	平成27年4月	介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となった。					
	平成28年4月	定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護へ移行された。					
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①	介護扶助受給者数	1075	1107	1113	1150	介護扶助の利用者数
	②	みなし2号被保険者数	100	95	108	120	介護扶助を利用するみなし2号被保険者数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。			

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		332,242	331,725	372,861	385,877	378,842	381,870	385,232
決算額(2年度は見込み)		327,218	326,870	330,454	351,398	354,076	361,814	385,232
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	居宅介護延人員	24,870	28,192	29,489	30,431	32,807	36,576	
	施設介護延人員	1,040	944	969	955	960	886	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	居宅介護費等	354,076	扶助費	居宅介護費等	361,814	扶助費	居宅介護費等	385,232

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	37,213	35,144	▲ 2,069	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	269,158	275,269	6,111
	維持補修費	0	0	0	都支出金	9,482	12,050	2,568
	扶助費	354,076	361,814	7,738	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	370	933	563
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	279,010	288,252	9,242
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,966	5,465	2,499	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 115,245	▲ 114,171	1,074
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	394,255	402,423	8,168	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 115,245	▲ 114,171	1,074
	特別費用(g)	0	335	335	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 335	▲ 335	当期収支差額(e)+(h)	▲ 115,245	▲ 114,506	739

備考 行政費用の約90%を介護扶助費が占める。扶助費の支出額増は、介護扶助受給者数の増による。同じ理由により行政収入についても収入増となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護費弁償金の介護扶助費分である。

問題点・課題 ○介護扶助費の請求内容について介護券とのチェック等の管理が必要であるが、現在は手作業で対応しているため管理が非効率である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護扶助適正実施のために体制構築を検討していく。	検討の結果、効果的な介護扶助実施のための改善点を整理した。	介護券と介護扶助費請求については、効率的な管理ができるように新システムで対応する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	屋代	内線	2626			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-05	医療扶助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。							
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>[医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>[医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。</p>							
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成25年度 医療扶助における後発医薬品使用原則化となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。</p>							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	後発医薬品の使用割合（%）	71.7	76.1	84.7		85.0	
	②	入院件数の割合（%）	9.1	9.0	9.6			医療扶助受給者のうち入院件数の割合（各年度末時点）
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		5,740,791	5,788,544	5,859,093	6,007,881	6,120,746	6,296,932	6,362,869
決算額(2年度は見込み)		5,272,356	5,769,776	5,675,248	5,922,909	5,977,437	6,181,088	6,362,869
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
入院延件数		5,423	5,355	5,376	5,541	5,609	5,802	5,600
外来延件数		80,705	83,104	83,820	84,331	85,339	82,106	85,100
歯科延件数		13,494	14,019	14,541	15,069	14,772	14,560	15,000
調剤延件数		64,885	65,896	66,854	67,155	68,084	65,731	69,000
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	入院費等	5,977,437	扶助費	入院費等	6,181,088	扶助費	入院費等	6,362,869

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	82,904	77,359	▲ 5,545	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,396,492	4,511,949	115,457
	維持補修費	0	0	0	都支出金	151,670	150,657	▲ 1,013
	扶助費	5,977,437	6,181,088	203,651	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	46,842	48,673	1,831
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,595,004	4,711,279	116,275
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,609	12,029	5,420	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,471,946	▲ 1,559,197	▲ 87,251
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,066,950	6,270,476	203,526	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,471,946	▲ 1,559,197	▲ 87,251
特別費用(g)	0	101	101	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 101	▲ 101	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,471,946	▲ 1,559,298	▲ 87,352	

備考 行政費用の約99%を医療扶助費が占めている。単価の大きい入院件数の増加により経費増となっている。行政収入では、医療扶助費の経費増を受けて収入増となった。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の医療扶助分となっている。

問題点・課題
 ○同一疾病で複数の医療機関を受診している被保護者がいるため適正化が必要である。
 ○頻回受診・向精神薬の二重処方等、嘱託医と連携して適正化が必要である。
 ○他法優先の原則に基づき、自立支援医療の資格管理を継続して管理していくことが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	難病医療受給者の医療費が適正に請求されているか確認を行う。自立支援医療など他法他施策の活用を積極的に検討する。	医療受給者証の期限切れの被保護者への注意喚起を促すことができた。	自立支援医療など他法他施策の活用を他課との連携を図り積極的に検討する。
②	医療機関や調剤薬局と、後発医薬品使用促進について情報共有を行う。	医療機関や調剤薬局に対し、後発医薬品使用促進について情報共有を行うことが出来た。	—
③	被保護者が同一疾病で複数の医療機関を受診することがないように、ケースワーカーを通して指導を徹底する。	対象者リストを医療班で抽出しケースワーカーへ配付することで指導を行うことができた。	引き続き、対象者リストをケースワーカーへ配付することで指導を実施する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成13年 一定 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	出産・生業・葬祭扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤				
		担当者名	山口	内線	2649				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-06	出産、生業、葬祭扶助							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	12	低所得者の自立支援						
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。								
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者等 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。他は生活扶助と同じ								
内容	被保護者の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） [生業扶助の範囲] ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費 [葬祭扶助の範囲] 葬祭に要する費用 [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 [基準額]（令和元年度）出産扶助 262,000円以内 葬祭扶助 206,000円以内 生業扶助 78,000円以内								
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設								
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。								
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)	
	①	技能習得費 延べ件数（件）		16	21	16	20	25	
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
2年度		3年度							
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		72,289	65,534	65,833	81,228	66,121	62,680	66,001
決算額(2年度は見込み)		65,434	56,632	60,191	58,681	57,172	62,407	66,001
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	葬祭扶助支給延件数	268	221	230	241	233	274	
	生業扶助支給延件数				3,355	2,953	2,591	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	葬祭費等	57,172	扶助費	葬祭費等	62,407	扶助費	葬祭費等	66,001

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	36,836	33,489	▲ 3,347	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	45,495	42,529	▲ 2,966
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,033	1,837	804
	扶助費	57,172	62,407	5,235	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	46,528	44,366	▲ 2,162
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,936	5,208	2,272	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 50,416	▲ 56,738	▲ 6,322
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	96,944	101,104	4,160	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 50,416	▲ 56,738	▲ 6,322
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 50,416	▲ 56,738	▲ 6,322

備考 行政費用では、扶助費が約62%を占めている。内訳としては生業扶助が16,036,698円、葬祭扶助が46,370,406円であり、葬祭扶助支給件数の増より経費増となっている。

行政収入では、被保護者数の減少等により、国庫支出金が収入減となっている。

問題点・課題 ○中長期的な観点から、技能・資格・能力を高めることは自立に寄与するため、ワーカーを通じ「技能修得費」等の制度について、一層の周知を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	適正な事務の執行を図った。	システム更新に伴い、より効率的な事務の執行を行っていく。
②	—	—	技能習得費の一層の活用を図るため、就労支援員との連携を密にしていく。
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

他区の実況
議会質問状

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	就労自立・進学準備給付金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	屋代	内線	2626			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-07	就労自立・進学準備給付金						
	01-01-07	就労自立・進学準備給付金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	26 年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。							
対象者等	安定した職業に就いたことで保護廃止となった者							
内容	<p>【就労自立給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。 [支給限度額] 単身世帯：10万円 複数世帯：15万円 <p>【進学準備給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第55条の5に基づき、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。 [支給限度額] ①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学することとなる者 10万円 ②①以外の者（大学等への進学に当たって出身世帯の住居から転居し下宿等から通学することとなる者） 30万円 							
経過	平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成30年 1月 生活保護法一部改正（「進学準備給付金」の法令化） 平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一							
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した額と上限額とのいずれか低い額を支給							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	就労自立給付金給付世帯数	25	40	40	45	50	平成30年度には、平成29年対象者6名を含む
	②	進学準備給付金給付世帯数		12	15	20	40	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		4,800	6,500	5,500	4,500	6,400	5,268	6,750
決算額(2年度は見込み)		1,559	1,517	1,376	2,079	3,484	3,578	6,750
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	就労自立給付金給付世帯数	18	22	19	25	40	40	
	進学準備給付金給付世帯数					7	15	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	就労自立給付金	2,284	扶助費	就労自立給付金	1,678	扶助費	就労自立給付金	3,550
扶助費	進学準備給付金	1,200	扶助費	進学準備給付金	1,900	扶助費	進学準備給付金	3,200

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額			30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	8,272	7,289	▲ 983	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	2,771	4,398	1,627	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	47	163	116	
	扶助費	3,484	3,578	94	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,818	4,561	1,743	
	賞与・退職給与引当金繰入額	659	1,133	474	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,597	▲ 7,439	2,158	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	12,415	12,000	▲ 415	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,597	▲ 7,439	2,158	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,597	▲ 7,439	2,158		

備考

行政費用では、扶助費が全体の約30%を占めている。進学準備給付金給付世帯数の増により、扶助費の経費増となっている。行政収入についても、扶助費の経費増に伴う収入増となっている。

問題点・課題

○就労廃止が見込める対象者に対する本給付金の周知について、引き続き就労支援員と連携しながら行っていく必要がある。
○被保護者の子どもの教育機会を拡大するために、対象者へ早い段階で事前に周知することが重要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自立へのインセンティブとなるよう、早い段階で周知を積極的に行い、自立支援を促進する。	就労が見込める対象者には早い段階から積極的に周知を行い、本給付金を活用して自立支援の一助とした。	個々の就労の可能性を判断するための定例的な連絡会を開催するとともに、対象者への本給付金の周知を一層充実させる。
②	—	—	自立促進事業の次世代育成支援との連携を図って、対象の子どもの動機付けにつなげる。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	生活困窮者自立支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	北村			
		担当者名	篠原	内線	2624			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-17-01	生活困窮者自立支援事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	27 年度	根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者の自立に向け、生活を取り巻く本人の状況に応じた様々な生活相談を受け、包括的かつ継続的な支援を行うとともに、就労等の支援体制の整備を行う。							
対象者等	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。							
内容	<p>○生活困窮者自立相談支援機関である「仕事・生活サポートデスク」にて、経済的な問題及び仕事・住居等に不安を抱える対象者の相談を受け、課題の把握とともに適切な支援を検討するほか関係機関へ繋ぐ。</p> <p>○課題等の状況により支援プランを作成し、ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関と連携しながら就労支援及び就労準備支援、住居確保給付金支給等を実施する。</p> <p>【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）・被保護者就労支援事業・住居確保給付金 <p>【任意事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業・家計改善支援事業（令和2年度開始） 子どもの学習・生活支援事業（子育て支援課所管） 							
経過	平成21年 6月	区独自事業として、仕事生活サポートデスクを常設設置						
	平成21年10月	厚労省の経済危機対策として住宅手当緊急特別措置事業（住宅支援給付）の開始						
	平成26年 3月	厚労省の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）であった住宅支援給付の終了						
	平成27年 4月	生活困窮者自立支援法施行。 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援の強化を図るため、福祉事務所設置自治体において、必須2事業と任意事業による自立支援事業を実施。区独自であった「仕事・生活サポートデスク」を自立相談支援機関に位置付け。						
	平成28年 4月	就労支援員、専門相談支援員（メンタル相談）を追加配置し相談支援体制を強化するとともに、就労準備支援事業を実施。						
	令和 2年 4月	家計相談専門員を配置、収支バランスの崩れている生活困窮者への支援体制を強化。						
必要性	第2のセーフティネットとして平成27年度から全国的に実施された事業であり、平成30年6月には生活困窮者自立支援法が改正され生活困窮者への支援の充実を図っており、必要性は高い。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 庁内に直営の相談支援の窓口「仕事・生活サポートデスク」を設置し、庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	相談支援を経た就労・増収の合計件数	59	60	70	47	100	新型コロナウイルスの影響により減少見込
	②	支援プラン作成件数	124	146	89	59	200	新型コロナウイルスの影響により減少見込
③	仕事・生活サポートデスク相談件数	2,760	2,975	2659	8856	3,500	新型コロナウイルスの影響により増加見込	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	推進	平成28年度に支援員の増員及び就労準備支援事業を開始。令和2年度には新たに家計相談専門員を配置し、生活困窮者への支援体制を整えており、今後とも推進していく。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		0	12,672	26,161	25,212	24,944	25,254	32,574
決算額 (2年度は見込み)		0	8,860	22,886	22,862	24,440	24,963	32,574
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
仕事・生活サポートデスク相談件数		1,027	1,653	2,320	2,700	2,975	2659	8856
支援プラン作成件数			45	97	120	146	89	59
住居確保給付金新規支給決定者数 (平成26年度以前は住宅支援給付)		9	12	4	6	15	15	

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	10,410	報酬	非常勤職員報酬	10,609	報酬	会計年度任用職員報酬	12,738
共済費	非常勤職員社会保険料	1,519	共済費	非常勤職員社会保険料	1,534	職員手当	会計年度任用職員手当	2,467
需用費	事務用品、PC用品	147	需用費	事務用品、PC用品	199	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,354
委託料	就労準備支援事業業務委託	9,587	委託料	就労準備支援事業業務委託	9,665	需用費	事務用品、パソコン	1,220
役務費	郵便料	3	役務費	郵便料	20	委託料	就労準備支援事業業務委託	9,754
扶助費	住居確保給付金	2,728	扶助費	住居確保給付金	1,982	扶助費	住居確保給付金	3,222
旅費	非常勤職員旅費	7	旅費	非常勤職員旅費	60	役務費・旅費	郵便料・会計年度任用職員旅費	819

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	17,560	17,938	378	地方税	0	0	0
	物件費	10,370	10,615	245	国庫支出金	17,374	17,731	357
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	14,579	14,579
	扶助費	36,698	44,092	7,394	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	17,374	32,310	14,936
	賞与・退職給与引当金繰入額	317	310	▲7	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲47,571	▲40,645	6,926
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	64,945	72,955	8,010	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲47,571	▲40,645	6,926
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲47,571	▲40,645	6,926	

備考 行政費用では、支援員等の給与関係費が最も多く全体の約58%を占める。続いて物件費が約32%を占める。主な内訳としては、就労準備支援事業業務委託が9,664,812円となっている。行政収入では、国庫支出金で17,731,000円の収入があった。

問題点・課題 ○生活困窮者に至る要因として、精神疾患等のメンタル面によるケースが多く、個々の状態に合わせたきめ細かな支援を実施するとともに、関係機関との連携をより一層強化していく必要がある。
○引きこもり等を抱える世帯は、必要な支援に結び付きにくく、適切な支援につなぐためには、地域団体や地域包括支援センター等へ積極的に働きかけるとともに、支援事業の認知度を高める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サポートデスク、就労準備支援事業所、ハローワーク等と緊密な連携を図り、対象者に合わせたきめ細かな支援を継続する。	サポートデスク、就労準備支援事業所、ハローワークと緊密な連携が図られ、相談対象者の早期就職と自立が図られた。	家計相談専門員を配置し、家計の収支バランスが崩れている対象者の相談の充実を図っていく。
②	国や都の研修に積極的に参加して支援技術の向上に努めるとともに、関係所管と緊密な連携を図っていく。	国や都の研修に積極的な参加で支援技術の向上が図られた。研修参加を機会に他自治体支援員等との情報交換を図れるようになった。	各相談員の専門知識を全員で共有できるよう、適宜情報交換や職場内研修を行って全体の相談スキルのアップを図る。
③	地域包括支援センター等への訪問や町会等の地域団体への周知を継続し、さらに様々な工夫をしながら周知を図っていく。	地域包括支援センター等への訪問で、対象者への働きかけ周知ができた。地域団体へは、当該団体の回覧板で周知を図った。	地域包括支援センターや介護事業者など各家庭に関わる事業者に働きかけ、対象者への周知に努める。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、全区が実施。任意事業についても、いずれかの事業を全区が実施。

議会(要旨)質問状 平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援法の運用にあたって」
平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施の検討について」

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-13		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	法外援護		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤
			担当者名	屋代		内線	2626
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-01	自立促進支援金支給事業					
	01-03-01	入浴券					
	01-03-02	入院必需品					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	17年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱	
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和3年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」に基づいた自立支援に要する経費の一部を支給することで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち福祉事務所長が認める被保護者世帯						
内容	<p>【就労支援】 <input type="radio"/> 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給）</p> <p>【社会参加活動支援】 <input type="radio"/> 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ）</p> <p>【地域生活移行支援】 <input type="radio"/> 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援） <input type="radio"/> 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援）</p> <p>【健康増進支援】 <input type="radio"/> 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援）</p> <p>【次世代育成支援】 <input type="radio"/> 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援）</p>						
経過	<p>平成16年度末 東京都による「見舞金支給事業」を廃止</p> <p>平成17年度 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施</p> <p>平成17年7月 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始</p> <p>平成24年度 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された</p>						
必要性	被保護者の自立の促進を図ることで、自立支援機能の強化を促すことができるため、必要性は高い。						
実施方法	(<input type="radio"/> 直営)		(直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員)				
	①支給時期	随時					
	②支給決定	被保護者からの申請に基づき決定し支給する。					
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①	就労支援（就職活動支援）	32	32	30	35	
	②	次世代育成支援（学習支援）	256	233	219	230	
③	地域生活移行支援（居宅清掃）	8	13	9	10		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
継続	継続		地域福祉区市町村包括事業の一部であり、継続する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		46,464	41,288	37,785	37,615	37,114	51,837	49,014
決算額(2年度は見込み)		42,456	38,035	34,197	35,001	34,558	42,191	49,014
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
就労支援(延べ件数)		45	38	34	32	30	30	
社会参加活動支援(延べ件数)		0	4	3	6	7	5	
地域生活移行支援(延べ件数)		103	123	148	102	114	122	
次世代育成支援(参加人数)		32	30	54	72	66	91	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	入浴券印刷	222	需用費	入浴券印刷	408	需用費	入浴券印刷	432
役務費	郵送料	366	委託料	封入封緘委託	21	委託料	封入封緘委託	25
扶助費	自立促進支援給付金等	33,970	役務費	郵送料	378	役務費	郵送料	386
			扶助費	自立促進支援給付金等	41,382	扶助費	自立促進支援給付金等	48,171

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	12,683	12,906	223	地方税	0	0	0
	物件費	10,370	10,615	245	国庫支出金	17,374	17,731	357
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	14,579	14,579
	扶助費	36,698	44,092	7,394	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	17,374	32,310	14,936
	賞与・退職給与引当金繰入額	60	71	11	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲42,437	▲35,374	7,063
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	59,811	67,684	7,873	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲42,437	▲35,374	7,063
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲42,437	▲35,374	7,063	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約97%を占めている。物件費の内訳は、一般需要費408,602円、役務費378,379円、委託料21,587円となっている。
行政収入では、自立促進支援金支給事業が都補助金対象事業であるため、14,579,000円の収入があった。

問題点・課題 ○自立促進支援給付金について、項目や金額等、需要に応じて内容を見直す必要がある。
○地域生活移行支援事業の住宅契約関係費(鍵交換等)と次世代育成支援事業の学習環境整備支援費(塾代等)は、需要も多く被保護者の自立を促す上で大変重要なため、ケースワーカーを通じて利用についての周知や勧奨が引き続き必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度が健康増進費や高校および大学等進学支援費など多岐にわたるため、制度周知をCWに行い自立に向けた支援を促進する。	次世代育成支援(塾代等)については、ケースワーカーへ周知を徹底することで安定した支援が出来た。	次世代育成支援(塾代等)はケースワーカー等へ周知を行い継続して適正な支援を実施する。
②	自立促進支援給付金の項目について、現業員にヒアリング等を行い、需要にあった項目を検討する。	現業員にヒアリング等を行い、項目を検討した。	—
③	入浴券の支給枚数については、自宅に浴室を備えた被保護者が増加しているため、今後の動向を注視する。	入浴券には一定数の需要があるため、今年度も従前の枚数を支給した。	依然として浴室を備えていない被保護者もいるため、状況把握に努めて適正実施を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成28年度 六月会議 生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて 平成28年度 九月会議 生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	施設委託保護費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤・北村		
		担当者名	川口	内線	2642		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	救護施設					
	01-01-02	更生施設					
	01-01-03	授産施設					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	授産施設事務費取扱要領（民生局通知）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	身体上または、精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者、近い将来に社会復帰できる見込があるが、身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な者 養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者						
内容	<p>○救護施設は全国で185施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護施設：昭島荘、優仁ホーム、厚生園、くるめ園（重度障害者）、あかつき（精神病寛解者） 光の家神愛園（視覚障害者） <p>救護施設の在籍者数（令和2年4月末現在） 8名</p> <p>○更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。</p> <p>また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生施設：塩崎荘、新塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮） ・宿所提供施設：西新井栄荘、淀橋荘、小豆沢荘、葛飾荘、南千住荘 <p>更生施設の在籍者数（令和2年4月末現在） 40名</p>						
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営</p> <p>昭和40年4月 施設が所在する区へ移管</p> <p>昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管</p> <p>平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託</p> <p>平成11年8月 さざなみ苑開設</p> <p>平成13年度 さざなみ苑通年化</p> <p>平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等</p> <p>平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p> <p>平成30年度 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」を策定。</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 更生施設利用 延べ件数	427	705	879	1000		
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	生活保護法に基づく施設保護の経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		32,373	38,758	37,108	38,332	50,487	105,797	111,513
決算額(2年度は見込み)		29,817	35,918	33,367	29,798	48,117	102,715	111,513
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	生活費(延べ人員)	331	396	307	256	393	456	
	生活費(千円)	18,080	23,943	19,060	16,146	23,628	27,871	
	事務費(延べ人員)	685	745	693	608	722	816	
	事務費(千円)	64,193	68,989	67,614	62,764	71,782	74,843	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	施設生活費、事務費	48,117	扶助費	施設生活費、事務費	102,715	扶助費	施設生活費、事務費	111,513

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	15,111	26,507	11,396	地方税	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	29,158	67,595
	維持補修費	0	0	0	都支出金	8,781	16,466
	扶助費	48,117	102,715	54,598	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	37,939	84,061
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,205	4,122	2,917	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲26,494	▲49,283
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	64,433	133,344	68,911	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲26,494	▲49,283
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲26,494	▲49,283

備考 行政費用では、扶助費が全体の約77%を占める。内訳としては救護施設・更生施設・授産施設への委託保護費となっている。増加しているのは、被保護者に対して就労自立に向けての働きかけをさらに行うために更生施設の利用を促したためである。

問題点・課題
 ○単身女性の更生施設入所枠が不足していることから、他にも入所可能施設の確保が必要である。
 ○更生施設の入所まで数週間を要することから、切れ目のない支援のため迅速な入所決定が必要である。
 ○更生施設指導員と連携したケースワークは、被保護者の自立を促進するための社会資源活用として有効であることから、新任ケースワーカーにとって更生施設の特性を習得する機会が必要である。
 ○救護施設の不足に伴い、更生施設が代替施設となっていることから、施設の種別転換が急務である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	単身女性ケースの入所先の選択肢を増やし、支援に間隙を生じさせないように努める。	女性用更生施設の数が不十分であることを踏まえ、宿所提供施設はもとより、個室タイプの無料低額宿泊所を活用した。	女性の受け入れが可能な無料低額宿泊所の把握のため、他区との情報交換等を活用し、支援に適した宿泊所の確保に努める。
②	特入所調整担当との連絡を密にし、より迅速な入所ができるよう努める。	直接申し込み可能施設等を活用し、迅速な入所を図った。	施設ごとに強みや特色が異なることから、利用者に合った施設を活用し、自立を促進する。
③	更生施設見学会の実施等により、施設の特性を習得する機会を設定する。	東が丘荘(女性専用施設)及び千駄ヶ谷荘(就労支援を得意とする施設)の見学会を実施した。	前年度実施の施設以外を選定して見学会等を引き続き実施し、更生施設が自立支援のための選択肢となるよう配慮する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	屋代	内線	2626		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-14-01	中国残留邦人支援事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立の支援に関する法律			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等に対して、生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。						
対象者等	被支援給付者等						
内容	<p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員設置費（支援相談員2名分） ・ 共済費（支援相談員2名分） ・ 一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・ 特別旅費（支援相談員2名分 家庭訪問調査・病院訪問調査） ・ 役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・ 委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） ・ 扶助費（日本語学校等通学交通費） 						
経過	平成19年11月	「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する。					
	平成20年 4月1日	法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。					
	平成26年10月1日	「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる					
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①	日本語教室等利用延べ件数	220	316	263	250	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		6,070	6,339	12,310	6,301	8,037	6,190	6,938
決算額(2年度は見込み)		6,012	5,937	6,652	5,896	7,640	5,845	6,938
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
報酬		4,180	4,181	4,181	4,207	4,207	4,209	
特別旅費		24	36	26	37	28	24	
役務費		34	33	33	33	0	36	
委託料		719	715	1,468	714	2541	704	

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	支援相談員報酬	4,207	報酬	支援相談員報酬	4,209	報酬	支援相談員報酬	4,083
共済費	社会保険料	625	共済費	社会保険料	626	共済費	社会保険料	629
旅費	支援相談員旅費	28	旅費	支援相談員旅費	32	旅費	支援相談員旅費	159
需用費	消耗品	62	需用費	消耗品	109	需用費	消耗品	110
委託料	システム保守、レフト点検等	2,541	役務費	郵送料(各種通知)	36	役務費	郵送料(各種通知)	37
扶助費	日本語学校等通学費他	177	委託料	システム保守、レフト点検等	726	委託料	システム保守、レフト点検等	727
			扶助費	日本語学校等通学費他	452	扶助費	日本語学校等通学費他	386

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額			30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,059	5,295	236	地方税	0	0	0	
	物件費	2,630	861	▲ 1,769	国庫支出金	7,720	2,614	▲ 5,106	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	177	147	▲ 30	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,720	2,614	▲ 5,106	
	賞与・退職給与引当金繰入額	18	71	53	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 164	▲ 3,760	▲ 3,596	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	7,884	6,374	▲ 1,510	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 164	▲ 3,760	▲ 3,596	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 164	▲ 3,760	▲ 3,596	

備考 行政費用では、給与関係費が全体の約83%を占めている。物件費の減は、生活保護基準の見直しと元号改正のためのシステム改修費が平成30年度のみ生じたことによる。同じく行政収入では、物件費の経費減を受けて収入減となっている。内訳については、国庫補助金466,000円、国庫委託金2,148,432円である。

問題点・課題 ○給付対象者は幼少期から中国に居住しているため、生活習慣の違いにより地域との繋がりが持ちにくい。また、高齢のため日本語習得が困難であり、支援員のサポートが必須となっている。

問題点・課題の改善策			
	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法令に基づく、生活実態に則した適正な支援を引き続き行う。	法令に基づく、生活実態に則した適正な支援を引き続き行った。	法令に基づく、生活実態に則した適正な支援を引き続き行い、併せてシステム更新等も行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	屋代	内線	2626		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-14-02	中国残留邦人支援給付費					
	01-14-03	中国残留邦人配偶者支援金					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	の支援に関する法律、生活保護法			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 ・生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援給付費、 ②住宅支援給付費、 ③教育支援給付費、 ④介護支援給付費、 ⑤医療支援給付費、 ⑥葬祭支援給付費等、 ⑦配偶者支援金 ・金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。 ・世帯数と人員 （平成30年）23世帯 29名 （令和元年）23世帯 29名 （令和2年度）22世帯 28名 ※令和2年度から一般地区担当での支援を保護調整係での支援に切り替えを行う。 						
経過	<p>平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示</p> <p>平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告</p> <p>平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定</p> <p>平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。</p> <p>平成20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始</p> <p>平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となる。 配偶者支援金の創設</p>						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づいて実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 配偶者支援金 延べ件数（件）	36	73	72	72		
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		77,116	80,588	81,404	92,585	95,245	95,765	89,843
決算額(2年度は見込み)		77,115	69,863	80,402	90,313	79,433	58,796	89,843
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	生活支援給付費延べ人員	420	398	399	418	364	343	
	生活支援給付費(千円)	26,040	25,062	24,998	26,308	23,697	21,612	
	その他支援給付費(千円)	51,075	44,801	55,404	64,005	46,412	34,063	

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	76,272	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	55,675	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	85,682
扶助費	配偶者支援金	3,161	扶助費	配偶者支援金	3,120	扶助費	配偶者支援金	4,161

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,097	2,753	656	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	67,235	70,620	3,385	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,445	2,559	114	
	扶助費	79,433	58,796	▲ 20,637	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	151	0	▲ 151	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	69,831	73,179	3,348	
	賞与・退職給与引当金繰入額	167	428	261	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,866	11,202	23,068	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	81,697	61,977	▲ 19,720	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,866	11,202	23,068	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,866	11,202	23,068		

備考 行政費用の約95%を扶助費が占めており、対象人員が高齢化により死亡したための減員にともない経費減となっている。行政収入については、高齢化による医療支援費・介護支援費の需要の増から収入増となった。

問題点・課題 ○大多数が高齢をむかえているため、介護扶助費が増加の傾向にある。安定した生活維持のための支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法に基づく、適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう支援していく。	法に基づく、適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう支援した。	法に基づく適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう支援し、併せてシステム更新等を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 平成31年 予算特別委員会 本制度で支給が受けられる外国人について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	被保護者就労準備支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	北村		
		担当者名	篠原	内線	2624		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-05-01	被保護者就労準備支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	23 年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区被保護者就労準備支援事業実施要領			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	就労訓練及びボランティア活動等を有効に活用し、日常生活における地域とのつながりや社会参加へのきっかけを作り、引きこもりや就労意欲の低下防止などの社会的自立促進を目的とする						
対象者等	被保護者のうち稼働年齢層で一般就労では採用困難な者や、自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない者						
内容	<p>[個別相談支援]</p> <p>①自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない支援対象者の住居等を訪問し、訪問により、支援対象者の健康状態や生活状況を確認し、相談や支援を行う。</p> <p>②日常生活における諸問題について対応し、相談や地域における良好な社会生活に向けた支援を行う。</p> <p>[社会参加支援]</p> <p>①社会参加のきっかけとなる講習会、イベント等を企画し実施する。講習会やイベント等に参加させることにより、規則正しい生活習慣や対人関係を身につけさせる。</p> <p>[就労相談支援]</p> <p>①就労相談及び就労活動の方法、就労手続き等に関する相談により、就労意欲の喚起を促す。</p> <p>②就労活動につなげる職業的訓練や就労体験等を実施し、一般就労に結びつける。</p>						
経過	<p>平成22年4月 厚生労働省が、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会発足</p> <p>平成22年7月 同研究会報告書をホームページ等で公表</p> <p>平成23年9月 業務委託により事業開始</p> <p>平成28年4月 荒川区被保護者就労準備支援事業実施要領の施行（地域生活支援プログラム事業実施要領を改正）</p> <p>※生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体が再構築され、事業名称が「地域生活支援プログラム事業」から「被保護者就労準備支援事業」に変更された。</p>						
必要性	引きこもりがちが長く続き、すぐに就職活動を行うことができない段階の者に、就労や自立に向けた一歩を踏み出すプログラムとして必要である。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>支援対象者の生活実態などを考慮して、区と受託者の協議により支援方針を決定し、受託者が事業実施する。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①	支援対象者数（人）	37	39	41	40	新型コロナウイルスの影響を受けての見込値
	②	個別訪問延べ件数（件）	87	65	60	60	新型コロナウイルスの影響を受けての見込値
③	就労体験支援延べ件数（件）	864	815	1,092	1,000	新型コロナウイルスの影響を受けての見込値	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
推進	推進	社会参加へのきっかけを作り、就労等へつなげることで被保護者の自立促進を図るため、推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		6,832	7,017	7,017	7,243	7,025	6,528	6,588
決算額(2年度は見込み)		6,831	6,804	6,565	6,448	6,426	6,528	6,588
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	個別相談支援(人)	60	36	37	36	35	48	
	日常生活支援(人)	30	30	26	24	14	30	
	就労相談(人)	35	28	37	35	46	50	
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	就労準備支援業務委託	6,426	委託料	就労準備支援業務委託	6,528	委託料	就労準備支援業務委託	6,588

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	754	1,529	775	地方税	0	0	0
	物件費	6,426	6,528	102	国庫支出金	4,283	4,351	68
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,283	4,351	68
	賞与・退職給与引当金繰入額	60	238	178	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,957	▲3,944	▲987
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,240	8,295	1,055	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,957	▲3,944	▲987
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲2,957	▲3,944	▲987

備考

行政費用の約79%を物件費が占めており、その内訳は全額委託費である。
行政収入では、国庫補助金の対象事業であるため、4,351,000円の収入があった。

問題点・課題

○自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ないなど、就労に向けた課題のある被保護者については、就労意欲の喚起を促すなど、地道に時間をかけた就労等の支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援者のベース配分をくみ取り、時間に制限を設けず地道に取り組んで行く。	ひきこもりがちな被保護者に対し、じっくりと向き合って社会参加に対する垣根を取り払うきっかけ作りを行った。	就労に向けた課題を多く抱える被保護者に対し、日常生活習慣の改善などから、段階的に働きかけていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、練馬区
議会(要旨)質問状	平成22年 四定 生活保護受給者の生きがいと、社会的自立に向け、NPOや荒川区内の支援ボランティアの活用について 令和元年 11月 生活保護対象者へのひきこもり支援施策について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-02-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	健康管理支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	屋代	内線	2626			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-06-01	健康管理支援事業						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input checked="" type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	28 年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者のレセプトデータおよび健康診査データを活用して、糖尿病による重症化予防対象者等の選定と保健指導を実施することで、生活習慣の改善および適切な医療機関の受診・服薬管理等を図り、あわせて医療費の軽減、医療扶助等の適正化を目的とする。							
対象者等	被保護者のレセプトデータや健康診査等において、専門的な支援が必要と思われる者を担当ケースワーカーと協議の上、対象者を抽出する。							
内容	<p>[健康管理支援の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none"> 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し、糖尿病による重症化予防対象者等の選定を行い、保健指導を実施するための計画を立てる。 計画に基づき、支援対象者に対して面接等を行い、保健指導（服薬管理・食事療法・運動療法等）を行う。 面接等の保健指導結果をもとに生活保護受給者の疾病構造等を把握して、課題分析や効果的な対策等の医療費分析を行う。 分析結果を参考にし、糖尿病等の悪化、重症化を阻止・遅延させる。 							
経過	平成26年12月	厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる						
	平成27年 4月	生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設						
	平成28年11月	区が健康管理支援事業を開始						
	平成30年6月	生活保護法改正（健康管理支援事業の法制化）						
	令和元年4月	診療報酬明細書（レセプト）点検業務と健康管理支援事業の業務委託を一体的に実施						
	令和3年 1月	全自治体での「健康管理支援事業」実施予定						
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。							
実施方法	（3委託）		（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）					
	診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	保健指導実施者数	18	14	31	35	35	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	推進		生活保護法に法制化されたため、引き続き推進していく。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額			-	5,640	5,640	4,860	4,248	5,280
決算額 (2年度は見込み)		-	-	3,953	3,760	4,602	4,248	5,280
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
保健指導実施者数				14	18	14	31	30
予算・決算の内訳		平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)		令和2年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	健康管理支援業務委託	4,602	委託料	健康管理支援業務委託	4,248	委託料	健康管理支援業務委託	5,280

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	754	1,529	775	地方税	0	0
	物件費	4,602	4,248	▲ 354	国庫支出金	3,451	4,248
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,451	4,248
	賞与・退職給与引当金繰入額	60	238	178	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,965	▲ 1,767
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	5,416	6,015	599	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,965	▲ 1,767
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,965	▲ 1,767

備考

本事業は委託により実施しており、行政費用の約71%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫補助金の補助率が令和元年度のみ高く設定されたため、4,248,000円の収入があった。

問題点・課題

○国から支援対象者の抽出に健康増進法に基づく健康診査データの活用を促されているため、被保護者の受診勧奨が必要である。
○病気に対する意識はあるが、具体的な改善方法を実践するための本人意欲に欠ける被保護者が多いため、本人への粘り強い支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	業務委託内容を見直し、面接による受診だけでなく、訪問による保健指導を強化する。	所内面接による支援に加えて訪問による保健指導を実施したことで、家庭内の生活状況を把握することが出来た。	病院同行を業務委託内容に加えることで、主治医を交えた支援を行っていく。
②	—		
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、港区、新宿区、台東区、大田区
議会議決要旨	